

建設工事共同企業体の取扱いについて

平成21年度から建設工事共同企業体の取扱いを一部改正しておりますので、結成等に当たっては、改正事項などに留意してください。

経常企業体(甲)について

○対象工事 予定価格の額が3億円未満の工事

なお、これまでも効果的な共同施工を確保する観点から、資格の種類ごとの最下位等級の工事については、対象としていません。(例)一般土木工事はC等級以上

○結成回数 平成21年度の申請受付から「一つの企業が登録機関(支庁や土現)ごとに登録することができる回数は、資格の種類ごとに1回」となりました。

※具体例(土木現業所が発注する一般土木工事の資格を希望する場合)

👉 A社がB社と結成したA・B経常JVの「資格審査申請書に記載した登録機関」が次の土木現業所である場合は…

札幌	小樽	函館	室蘭	旭川	留萌	稚内	網走	帯広	釧路
○	○			○					

👉 A社が新たにC社と経常JVを申請することが可能な土木現業所は…

札幌	小樽	函館	室蘭	旭川	留萌	稚内	網走	帯広	釧路
×	×	○	○	×	○	○	○	○	○

となります。(同一土木現業所での重複申請はできません。)

○申請受付 各企業の平成21.22年度資格決定通知書は、平成21年3月12日に発送する予定ですので、決定通知書がお手元に届きましたら、内容を確認の上、希望する登録機関(各支庁総務課・土木現業所工事契約課・建設部建築局計画管理課)へ申請してください。

(申請のあったJVの資格有効期間は、これまでどおり21年度内です。)

経常企業体(乙)について

○対象工事 資格の種類(一般土木+舗装)ごとに分担して施工する3億円未満の工事

○結成回数 平成21年度の申請受付から「一つの企業が登録機関(支庁や土現)ごとに登録することができる回数は、異なる資格の組合せごとに1回」となりました。

※具体例(X社が舗装工事を、Y社が一般土木工事を分担することとし結成したX・Y(乙型)JVをA土現に申請する場合)

👉 X社(舗装)が、あらたにZ社(土木)と結成するX・Z(乙型)JVは、A土現には申請できません。(ただし、A土現以外の土現又は支庁への申請は可能です。)

👉 さらに、X社(土木)がQ社(舗装)と結成するX・Q(乙型)JVについては、A土現には申請できません。

(土木+舗装の組合せのJV【X・Y(乙型)JV】を既に申請しているため)

組合せ	結成の例	平成20年度まで	平成21年度から
① 舗+土	① X社(舗)+Y社(土)	○	○
	② X社(舗)+Z社(土)	○	×
	③ X社(舗)+G社(土)	○	×
④ 土+舗	④ X社(土)+Y社(舗)	○	×
	⑤ X社(土)+Q社(舗)	○	×
	⑥ X社(土)+S社(舗)	○	×
⑦ 舗+電	⑦ X社(舗)+R社(電)	○	○
⑧ 電+舗	⑧ X社(電)+H社(舗)	○	×

※組合せ欄の○は、X社が分担施工する工事の資格の種類

※いずれもA土木現業所に申請する場合で丸数字の順番で申請した場合

○活用する工事に係る発注見通しのお知らせ(工事情報)

経常建設共同企業体(乙型)を活用する工事については、工事情報で「工事概要」に分担する工事の資格の種類等を明示しますので、これを参考に結成並びに申請を行ってください。

特定企業体について

○対象工事 大規模で技術的難度の高い工事を施工する際に、技術力等を結集することにより、安定した施工を確保する必要がある場合で、条件付一般競争入札及び予定価格の額が3億円以上の制限付一般競争入札に付する工事